

歯初診 3月未までの経過措置再度確認を！！

歯初診・外来環・か強診・歯援診 施設基準対応研修会

【日時】 ① 3月12日(日) 10:00~12:00

② 3月26日(日) 10:00~12:00

※2回とも同じ内容です。ご都合のよい回にご参加ください。

【開催方法】 Zoomによるwebミーティング 【受講料】 無料

【講師】 吉田克己先生(泉川診療所 所長)・金崎伸幸先生(カナザキ歯科
院長)・白石亨先生(白石歯科医院院長)

※会員限定の研修会です。参加者には修了証を発行いたします。

※今回の研修は当会が2022年7月、8月、10月に開催した同じ内容の
研修会です。

「初診料の注1」施設基準の経過措置への対応



① 2021年3月31日以前に旧基準の研修を受講している場合、経過措置期限で
ある2023年3月31日までに新基準の研修受講が必要です。なお、再度の届出
は必要ありません。毎年7月の定例報告時に受講日などを記載してください。

② 2021年4月1日~2022年3月31日までに旧基準の研修を受講している場
合、経過措置期限は受講日から2年間となります。

「歯援診1」施設基準の届出直しの期限

施設基準における歯科訪問診療料の実績要件が変更されました。2022年3月
31日以前に歯援診1の届出を行っている場合、2023年3月31日までは基準を
満たしているものとされます。

それ以降も算定を続ける場合は、2023年3月31日までに再度届出が必要で
す。なお、再届出を行う際には、届出日から3年以内の研修受講が必要です。

お申込は新聞に同封のチラシをご覧ください(歯科の先
生にのみ送付)